

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和元年 9 月 24 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和元年9月24日（火曜日）

午前9時59分開議

午前11時15分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第10号 熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 令和元年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第17号 令和元年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第18号 令和元年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について

議案第19号 令和元年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第20号 令和元年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

報告第29号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第30号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 熊本地震等の災害復旧事業の進捗状況について

② 熊本県自転車活用推進計画の策定

について

③ 「熊本都市道路ネットワーク検討会」について

④ 土砂災害から命を守る警戒避難対策について

出席委員（8人）

委員長 緒 方 勇 二

副委員長 大 平 雄 一

委員 吉 永 和 世

委員 小早川 宗 弘

委員 前 田 憲 秀

委員 楠 本 千 秋

委員 松 村 秀 逸

委員 城 戸 淳

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長 宮 部 静 夫

総括審議員

兼河川港湾局長 永 松 義 敬

政策審議監 藤 本 正 浩

道路都市局長 村 上 義 幸

建築住宅局長 上 妻 清 人

監理課長 野 崎 真 司

用地対策課長 馬 場 一 也

土木技術管理課長 勝 又 成 也

道路整備課長 亀 崎 直 隆

道路保全課長 吉ヶ嶋 雅 純

首席審議員

兼都市計画課長 坂 井 秀 一

下水環境課長 渡 辺 哲 也

河川課長 竹 田 尚 史

港湾課長 松 永 清 文

砂防課長 中 山 雅 晴
建築課長 松 野 秀 利
営繕課長 小路永 守
住宅課長 原 井 正

事務局職員出席者

議事課主幹 千 羽 正 裕
政務調査課主幹 西 野 房 代

午前9時59分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開催いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしましたので、御報告いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。議案等については、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 おはようございます。

まず、委員の皆様におかれましては、9月2日に管内視察を実施していただきまして、また、執行部も同席させていただきましてありがとうございました。

それでは、今定例会に提案しております議案等の説明に先立ち、最近の土木行政の動向につきまして、着座にて御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

県道熊本高森線・俵山トンネルルートは、大切畑大橋の復旧が完了し、去る9月14日に全線が開通いたしました。

さらに、来年度には、国道57号北側復旧ルートや国道325号阿蘇大橋に加え、これまで懸案となっておりました国道57号現道の開通

見通しも示されたところであり、阿蘇地域の復旧、復興の追い風になると期待しております。

また、県道御船甲佐線の田口橋は、被災部分を単に復旧するのではなく、幅員を従来の1車線から2車線に拡幅する創造的復興に取り組み、8月18日に開通いたしました。

残る全面通行どめ箇所につきましても、できる限り早期に開通できるよう取り組んでまいります。

次に、八代港のクルーズ拠点についてですが、この拠点は、クルーズ船のお客様だけではなく、観光客や県民の皆様が開かれた憩いの場として利用していただくこととしております。

このたび、愛称を公募したところ、全国から約800点の応募があり、緒方委員長にも御出席のもと、選定委員会において、くまモンポート八代に決定していただきました。

来年4月の供用開始に向けて、この愛称を八代港クルーズ拠点の広報やポートセールス等のPR、道路案内標識等に積極的に活用し、周知を図ってまいります。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案8件、報告関係2件でございます。

補正予算の概要について御説明いたします。

梅雨前線等の影響による集中豪雨等により発生した災害復旧事業のほか、過年発生災害復旧事業における国の再調査に伴う災害復旧事業費の増等として29億5,500万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例改正1件、公共事業に係る市町村負担金について5件、専決処分の報告及び承認について2件の計8件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、熊本県道路公社、一般財団法人白川水源地域対策基金に係る経営状況を説明する書類の提出について、2件を御報告させていただきます。

そのほかの報告事項につきましては、熊本地震等の災害復旧事業の進捗状況についてなど、4件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○野崎監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類2冊を準備しております。また、その他報告事項といたしまして、4件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和元年度9月補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、梅雨前線等の影響による集中豪雨等により発生しました災害復旧や大規模漂着流木対策のほか、過年度発生災害復旧事業における国の再調査に伴う災害復旧事業費の増等として29億5,500万円余の増額補正を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業で、補助事業として6,600万円余、単県事業として5億9,100万円余、災害復旧事業で、補助事業として21億5,800万円余、単県事業として1億3,600万円余、

投資的経費計といたしまして29億5,200万円余の増額となります。消費的経費といたしまして300万円余を計上しており、一般会計としましては29億5,500万円余の増額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和元年度9月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

今回補正額の財源内訳の最下段をごらんください。

国庫支出金が13億4,900万円余、地方債が13億6,800万円、その他が2億2,500万円余、一般財源が1,300万円余の増額でございます。

今回の補正において、特別会計の計上はございません。

以上が、土木部9月補正の予算でございます。

監理課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の3ページをお願いします。

今回の補正予算に計上しております予算について御説明いたします。

上から2段目の市町村負担金返納金でございますが、表左から4列目のとおり、補正額として300万円余を計上しております。

表右端説明欄をごらんください。

これは、連続立体交差事業等において、田崎仮陸橋撤去に伴い発生した鋼材の売却収入がございましたので、関係機関に事業負担金相当額を返納するものでございます。

以上、最下段、左から5列目計のとおり、都市計画課の9月補正後の予算総額は89億

6,400万円余となります。

都市計画課は以上でございます。

よろしくお願いします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

2段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、表左から4列目、補正額の欄に記載のとおり、5億9,100万円余の増となります。これは、右側説明の欄に記載のとおり、国庫補助災害復旧事業の対象とならない関連工事や仮設工事等に要する経費で、ことし7月の豪雨災害分並びに一部熊本地震分として増額補正をお願いするものです。

次に、4段目の海岸環境整備事業費でございますが、表左から4列目に記載のとおり、6,600万円余の増となります。これは、右側説明欄に記載のとおり、ことし7月の豪雨に伴い、荒尾海岸に漂着した流木等の撤去に要する経費です。

次に、7段目の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、7億3,100万円余の増となります。これは、右側説明欄に記載のとおり、過年発生分の公共土木施設の補助災害復旧費ですが、4年目を迎えました28年発生災害につきましては、昨年の国の再調査以降の、また、29年発生災害につきましては、災害発生年に実施されました災害査定以降の物価変動や工法の変更に伴う事業費の増額分につきまして、国の再調査により認められたため、増額補正をお願いするものです。

次の段の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、12億600万円余の増となります。これは、ことしの6月から7月までの梅雨前線や台風5号に伴う等々により被災した道路、河川、砂防施設等の公共土木施設について、国の補助を受けて復旧を行うものです。

次の段の河川等災害復旧受託事業費でございますが、2億1,900万円余の増となりま

す。内訳としましては、県が益城町から受託して実施しております熊本地震により被災した町道、橋梁の災害復旧事業のうち、福富橋ほか2カ所において、工法変更等により経費が増となる分について補正をお願いするものです。

6ページをお願いいたします。

1段目の災害復旧事業設計調査費でございますが、1億3,600万円余の増となります。これは、ことしの豪雨により被災した公共土木施設災害復旧箇所の災害査定設計書作成に必要な調査、測量及び設計に要する経費です。

以上、河川課の補正といたしまして、表左から4列目最下段に記載のとおり、29億5,200万円余の増となります。その結果、河川課の補正後の予算総額は、その右隣のとおり、246億8,300万円余となります。

河川課からは以上でございます。

よろしくお願いします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

第10号議案、熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、10ページの概要で御説明させていただきます。

2の改廃の必要性ですが、今後の人口減少や施設の老朽化に対応し、計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、関係規定を整備する必要があるためでございます。

次に、3の内容につきまして、まず、(1)は、地方公営企業法に基づく事業の設置であることを明確にするため、条例の名称を、総務省が示す条例の準則に従い、熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例に改めるもの

でございます。

次に、(2)は、地方公営企業法の適用範囲を同法に定める財務規定等とし、会計の方式を企業会計とするものでございます。これにより、流域下水道事業においては、複式簿記を用いた経理を行ってまいります。

次に、(3)は、地方公営企業法の適用に伴い、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条、財産の管理及び処分を規制した同法第237条等の規定の一部について適用を除外するものでございます。

具体的には、契約の締結手続や財産の取得等に係る手続は、地方自治法に定める手続は除外され、その他職員の賠償責任の免除、負担付きの寄附等の受領、損害賠償の額の決定基準は、条例で定める基準で地方自治法に定める手続を行っていくこととなります。

次に、(4)は、地方公営企業法の適用に伴う関係規定の整理とその他規定の整理を行うものでございます。

最後に、(5)は、地方公営企業法を適用するため、地方自治法の規定を根拠としていた熊本県流域下水道事業特別会計条例を廃止するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日としております。

下水環境課の説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

市町村負担金につきましては、議案第16号から議案第20号までの5件の議案を御提案しておりますが、複数の課で構成されておりますので、監理課から一括して御説明申し上げます。

今回の御説明に当たり、市町村に対しましては、事業計画を説明し、負担金に係る同意を得ておりますことを御報告申し上げます。

11ページをお願いいたします。

議案第16号、令和元年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

単県道路改築事業等3つの事業につきまして、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村の負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

次に、12ページをお願いいたします。

議案第17号、令和元年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

熊本北部流域下水道建設事業等3つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村の負担分を定めるものでございます。

昨年度からの変更点は、事業名の欄、四角囲み5の球磨川上流流域下水道維持管理事業の右側、負担すべき金額欄の資本等について、昨年度7,086万2,321円が今年度7,112万2,978円となっています。これは、平成29年度に係る市町村と締結している維持管理に要する費用の負担金等に関する覚書に基づくものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第18号、令和元年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

次に、14ページをお願いします。

議案第19号、令和元年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

ません。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第20号、令和元年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてでございます。

1の単県街路促進事業から16ページの15の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

監理課からは以上でございます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料17ページの第23号議案と19ページの第24号議案の2件でございます。

まず、資料の17ページの第23号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成31年4月25日午後4時45分ごろ、人吉市大畑町におきまして、一般国道221号を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちてきた石が直撃し、フロントガラス等を破損したものであります。

本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮しまして、被害額の全額に当たる35万2,000円を賠償しております。

次に、資料の19ページの第24号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年5月10日午前5時10分ごろ、八代市泉町下岳におきまして、一般国道443号を普通乗用自動車で行進中、進行方向右側ののり面から落ちていた石に衝突し、オイルパン等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転して

いれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる3万2,437円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

21ページ、報告第29号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、お手元に配付しております冊子により説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成30事業年度事業報告書でございます。

1の総括でございますが、熊本県道路公社は、平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までの間において、有料道路事業を活用しながら、道路建設を進め、平成14年5月、延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の平成30事業年度の事業実施状況でございますが、開通後は、料金徴収業務や維持管理業務のほか、平成19年度に開通しました松島有明道路及び昨年5月に開通しました三角大矢野道路の管理業務を県から受託し、実施しております。

2ページをお願いします。

3の(1)に平成30年度の通行台数実績を示しております。年間約197万台、1日平均5,405台の利用となっております。グラフー1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度以降は、1日平均約5,100台前後の通行があり、計画台数に対しまして30%を超える利用がございました。

(2)には、通行料金の収入実績を示しております。平成30年度の料金収入は、約3億5,900万円であり、グラフー2に示しておりますように、平成20年度以降を平均しますと1年に3億4,000万円を超える料金収入が続いており、計画に対し約10%上回っております。

す。

次に、3ページをお願いします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円、合計43億円を建設資金の財源としております。

県出資金を除く長期借入金の政府貸付金と地方公共団体金融機構借入金は、平成30年度末の残額が、それぞれ3,400万円と1,300万円となっており、これらは償還計画どおり令和3年度には完了する見込みでございます。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。内容につきましては、2ページ、3ページで御説明しました料金収入や貸付金等の状況等を詳細に示したものでございますので、省略をさせていただきます。

次に、8ページの令和元事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も料金徴収業務及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理につきましては、橋梁の塗装工事、遠方監視制御システム更新工事及びトンネル照明の更新工事を実施する予定となっております。

2の維持管理受託業務につきましては、松島有明道路及び三角大矢野道路につきまして、県から道路公社が維持管理を受託し、実施してまいります。

次に、9ページの令和元事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、通行料金や受託業務など、合計3億8,600万円余を計上し、支出金としましては、一般管理費4,500万円余、業務管理費1億9,300万円余、建設費用の償還金として、業務外費用2,500万円余などを計上しております。

10ページ以降に平成30事業年度の決算付属

諸表を添付しておりますが、長期借入金や償還準備金等について、平成29事業年度末と本事業年度末との増減を示しております。

資料の説明は以上でございますが、松島有料道路は、建設費用も計画どおりに償還していることなどから、道路公社の経営は安定している状況でございます。

なお、10月から消費税率が引き上げられます。この松島有料道路におきましては、国から示された改定の考え方に基づけば、大型車のみが料金改定の対象となります。松島有料道路の大型車の通行料は全体の約2%と少なく、料金改定するとした場合の費用、すなわち料金収受機や料金表示盤の改修などに要する費用を上回る通行料金の増収が見込めないことなどから、熊本県道路公社におきましては、今回の消費税率引き上げに伴う料金改定を見送ることとしましたので、御報告いたします。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いします。

○竹田河川課長 河川課です。

資料22ページの報告第30号、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出につきましては、別途お手元に配付しております冊子により説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度事業の実施状況でございます。

1、事業に記載しておりますが、本法人の事業は、立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものです。

具体的に申しますと、南阿蘇村が策定しました南阿蘇村地域整備計画に基づき、村が実施する事業に対し、県及び下流域の3つの市、町が村に対して事業費の助成を行うもの

です。助成対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の15事業で、そのうち12事業は平成21年度までに完了しており、3事業が残っております。

2、資金の交付でございますが、平成30年度の資金の交付実績はございません。

これは、残る3事業につきましては、いずれもダム工事完了後でなければ工事に着手できないため、平成22年度から中断しております。

3、情報交換及び連絡でございますが、理事会、評議員会のほか、南阿蘇村や国土交通省立野ダム工事事務所と南阿蘇村地域整備計画に係る意見交換会を行っております。

2ページをお願いいたします。

平成30年度決算書のうち、収支計算書です。

収入は、財産運用益などで、左から3列目の中ほど、当期収入合計欄に記載のとおり、7,017円となっています。

支出は、租税公課や法人登記費用等の雑費など法人の管理運営に係る経費で、下から2番目のとおり、当期支出合計は、5万5,252円となっており、最下段のとおり、当期収支差額は、4万8,235円の赤字となっております。

資料の5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

表左から4列目、増減の列の最下段のとおり、正味財産は、前年度より4万8,235円減少し、平成31年3月31日現在の負債及び正味財産合計は、3,353万円余となっております。

次に、資料10ページのほうをお願いいたします。

令和元年度事業計画書でございます。

令和元年度も、資金の交付予定はございません。

立野ダム工事が順調に進んでおり、残る事業計画を具体化する時期が近づいております

ので、南阿蘇村を初め国や関係市町村と意見交換を行い、連携して南阿蘇村を支援してまいりますと考えております。

次に、11ページをお願いします。

令和元年度収支予算書でございます。

先ほど申しましたとおり資金の交付予定はございませんので、平成30年度の決算額を参考に必要となる予算を計上しております。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金経営状況についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 説明資料の10ページで、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、10ページの概要の中で、3の内容、(2)で財務規定等の整備の御説明がありましたけれども、複式簿記でということ、これは、いわゆる固定資産台帳というんですか、そこら辺の整備状況は、県も今回全体として1万6,000件と言われてたから、12月に一回きちんと整備が終わると聞いたんですけども、そこら辺はどうでしょうか。進捗状況というか、きちんとできているのかどうか、大変だと思うんですけども。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

貸借対照表の作成状況についての御説明でございます。

地方公営企業法に基づき議会に予算の提出をする場合には、貸借対照表を含めた説明書をあわせて提出することとなっております。このため、予算案を提出する時期までには作成することとしております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 それはわかるんですけども、いわゆる固定資産台帳、この下水管が幾らだとか、ここに整備が幾らかかったというのを一回スタート時点を決めないといけないんですよ。だから、そこら辺は、さまざま御苦労があったと思うんですけども、まだそこら辺まではいつていらっしゃらないですか。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、予算案を議会に提出する際には、貸借対照表を含めた説明書を提出することとなっておりますので、2月議会においては、開始予定貸借対照表として提出することとしております。

○前田憲秀委員 わかりました。

恐らく相当な御苦労が起きていると思うんです。例えば、県立美術館、この美術品はどうするんだというお尋ねをしたら、取得価格で出すと言うんですよ。いわゆるその美術品を買った金額。価値は違うんですよ。この下水道だとか、いわゆる工業施設関係もスタートの金額をまず決めないといけないというのは、相当大変だと思うんですよ。ですから、今もおっしゃったように、きちんと書類は貸借対照表上で整備をされると思うんですけども、その作業は、恐らく大変だと思う。私は、逆に、スタートはしないといけないので、後で修正あつてしかるべきというふうに皆さん方にはお話をしているんですけどですね、そういう意味で、きちんと、この現価は、今の価格は幾らというのは正確にやっていただきたいなという要望をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 先ほど部長から報告がありましたが、道路面の復旧状況、大変進捗しているということで、大変感謝申し上げたいと思いますけれども、そういう復旧が進む中で、もう大分復旧に対する発注状況、発注率というか、その辺がどう変化しているのか、ちょっとまず聞かせていただければと思います。

○野崎監理課長 後ほど、その他報告で、復旧状況のほうは土木技術管理課のほうから報告をさせていただきますので、その際でよろしゅうございますでしょうか。

○緒方勇二委員長 大きく変化のほうは。

○野崎監理課長 じゃあ、あらましを少し……。

○吉永和世委員 発注率だけでよかですよ、90何%とか。

○野崎監理課長 災害復旧関係の発注率につきましては、おおむね完了率が78.9%でございます。未着手が7.2%になっております。これが、今災害復旧関係の未着手、完了率になります。

○吉永和世委員 もうある程度そういう状況になってきて非常に復旧が進んでいるんだなと思うわけでございますが、心配することが、熊本地震発災後、阪神・淡路大震災に似てるというか、あそこは、結構復旧、復興が終わった中で建設業の倒産が出てきたという、そういった話を聞いたんで、そうならないようにということも踏まえてこれまで着手してきたと思うんですけども、これから、まさしくそういった状況になり得る可能性が高まってくるのかなというふうに思いますので、その点、そうならないように、ある

程度考えた中で取り組んでいく必要がある、平準化ということになります、そういったことも踏まえてやっていかないと、阪神・淡路大震災みたいな、そういった結果も起こり得るのかなと思って、そこら辺、ちょっと考えがあるならば、ぜひお聞かせいただければというふうに思います。

○野崎監理課長 震災復興からの事業費の大幅な減というのが、各建設業協会の支部回りをしておりまして、懸念として一番大きく声が出ております。その中で、その際に御説明申し上げたのが、今般6月補正で可決いただきました国土強靱化関連の予算でございますが、これにつきまして、しっかりと確保することによりまして、通常の分に加えまして国土強靱化枠が上乘せしてございますので、ある程度、そういった影響を緩和できるものというふうに考えております。

そのためには、我々としましては、国土強靱化分、それと震災復興分、これにつきまして、確実に発注するために、不調・不落対策、万全を期したいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員 防災、減災に関して非常に大きな、地域にとっても非常に大事なことだというふうに思いますが、地域計画ですか、市町村における地域計画がしっかりと出されるような形で、計画されるような形で県のほうもしっかりと支援していく形をとっていたければ非常にありがたいと思いますので、これはもう要望で結構でございます。よろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 道路整備課の経営状況を説明する資料で、確認というか、お尋ねなんで

すけれども、そもそも、この松島有料道路というのが、5号橋渡って料金所がありますですね、そして次が知十、そこまでなんですか。

○亀崎道路整備課長 あそこのインター料金徴収所がございますが、あれから3.3キロ区間が有料区間でございます。

以上です。

○前田憲秀委員 その3.3キロというのは、知十インターですか。

○亀崎道路整備課長 知十インターまでです。知十インターでおりる、その先の米の山ですかね、からが無料、10キロが無料区間ということになります。

○前田憲秀委員 わかりました。

それだったら納得ですが、大型車両が2%という説明がありました。ということは、教良木川を渡ったところに乗りおりするところがありますですね、あそこで乗ったりおりたりという大型車はよく見るんですけれども、そういう大型車は、この2%にはもちろん入っていないという認識でいいんですよね。

○亀崎道路整備課長 確かに、次の区間からは、逆に言うと料金抵抗がなくなりますので、有料——今回の地域高規格道路にシフトする車もふえてございます。大体、手前の今の有料道路の区間については、今言いました2%というところでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

確かに、御説明のとおり、上げるともっと減るかと思えますですね。わかりました。

全体的には、きちんと償還計画どおりになっているということですので、そのまま維持できればと思いますので、頑張ってください

たいと思います。

以上でよろしいです。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第10号、第16号から第20号まで、第23号及び第24号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○勝又土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項1をお願いいたします。

熊本地震等の災害復旧事業につきまして、

進捗状況を報告いたします。

熊本地震等によります災害復旧工事は、県、市町村合わせまして1万162件ございまして、本年7月末現在で8,022件、率にしまして78.9%が完了、1,404件、13.8%が工事中の状況でございます。

一方、736件、7.2%が未着手の状況でございます。

表をごらんいただきますけれども、右から4列目の未着手件数につきましては、上から4行目、7行目に示しますように、県関係工事は、残り1件の状況でございます。これは、下益城郡美里町の柏川砂防災害復旧工事で資材搬入路等計画しておりました町道が現在も不通のため、工事発注ができない状況でございましたが、別に林道が通行できる状況になりましたことから、計画を見直し、10月に着手予定でございます。

一方、市町村工事につきましては、同じく5行目、8行目に示しますように、合わせて700件以上が未着手の状況でございますが、早期完了に向け、市町村を引き続き支援してまいります。

以上です。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項2、熊本県自転車活用推進計画の策定について御報告いたします。

県では、身近で有用な移動手段である自転車の積極的な活用を図るため、現在、熊本県自転車活用推進計画の策定を進めているところでございます。

策定の趣旨になりますが、環境負荷の低減、交通混雑の緩和、そして健康増進や災害時の機動性といった幅広い課題に効果的である自転車活用を総合的に、かつ計画的に推進していくものでございます。

計画の概要でございますが、環境、健康、観光、安全安心の4分野において、施策、具

体的な取り組みなどを盛り込むこととしております。

計画の期間につきましては、令和5年までの4カ年とする予定でございます。

今後のスケジュールでございます。

7月より庁内14課の関係課で構成する策定会議を立ち上げまして、市町村へのアンケートを行うなど、検討を進めております。

今後、有識者懇談会、パブリックコメントを経て、今年度内に策定、公表を行いまして、新年度から具体的な取り組みを実施していく予定でございます。

なお、パブリックコメント前に、計画案について、事前に御報告することとしております。

説明は以上でございます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項3をごらんください。

熊本都市道路ネットワーク検討会について御報告いたします。

国、県、熊本市等が一堂に会し、将来の新たな道路ネットワークの構想、計画等について、都市内交通の円滑化を踏まえつつ、あらゆる角度から幅広い検討を行うことを目的に、熊本都市道路ネットワーク検討会を去る6月27日に立ち上げました。

第1回検討会では、熊本市を中心とする道路情勢や社会情勢、交通の現状や課題を出席者で共有し、地域経済の発展のためには、新たな道路網の整備が必要、熊本市を中心とした新たな道路ネットワークの構築とその実現に向けてステップアップしていくことを取りまとめ、認識の共有を図りました。

また、シンポジウムを8月28日に開催し、230人の県民、市民の皆様に参加していただきました。シンポジウムでは、高校生の意見として、県立北高校の生徒さんの意見発表、基調講演といたしまして、熊本大学円山准教

授から熊本のポテンシャルと交通課題について講演いただきました。

パネルディスカッションでは、経済界、学識者、行政からのパネリストによる討論が行われ、スピード感を持って進めるためには、県民、市民、経済界、行政の連携が必要との意見がございました。

シンポジウムでは、参加者へのアンケート調査も実施しております。

今後の取り組みといたしましては、アンケート調査結果を取りまとめの上、第2回検討会を開催する予定でございます。

都市計画課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○中山砂防課長 報告事項4番、砂防課でございます。

土砂災害から命を守っていただくため、県内全てのレッドとイエローゾーン内にある住宅、事業所など約7万8,000戸に、警戒避難対策について戸別周知を行いましたので、結果等について御報告いたします。

本県では、土砂災害のおそれが高い区域として、土砂災害防止法に基づくレッドとイエローゾーンを2万1,268カ所指定しています。人的被害を伴う土砂災害の約9割は、このレッドとイエローゾーンで発生しています。

そこで、ゾーン内の全ての住民が土砂災害に被災する前に避難行動を起こせるように、区域内の全ての住宅、事業所など約7万8,000戸に対して、早目の避難などの警戒避難対策について、戸別周知を行いました。

なお、全県規模で戸別にこのようなお知らせを行うのは、全国初の取り組みでございます。

周知で土砂災害のおそれが高い箇所として配付した地図の例を下のほうに、図の1でつけております。個人の家を判別できる住宅地図レベルの資料を配付しています。周知は、

7月末に完了いたしました。

同時に行いましたはがきによるアンケート調査結果では、レッドとイエローゾーンの存在と危険性及び住宅移転事業についての理解が大幅に進んだと考えています。

図の2のグラフの赤色で示している部分のとおり、約4割の方に、今回、レッドとイエローゾーンがあることを知っていただきました。また、図の3の青色で示す98%の方に、レッドとイエローゾーンが危険であることを理解していただきました。

レッドとイエロー内のほとんどの方に、大雨のときには、自分は避難しないと命が危ないということを認識していただくことができたと考えております。

また、周知におきましては、最大300万円を補助するレッドゾーンからの住宅移転事業についてもお知らせをいたしました。図の4の赤色で示している部分のとおり、今回事業制度を知った方が約8割でした。

最下段の枠の部分でございますが、アンケート回答で追加の詳細説明を求められる方も、8月30日時点で約2,900件ありました。後日、詳細な追加説明などを個別に行い、早期の警戒避難行動につなげていただくようお願いをいたしました。

また、具体的な住宅移転の相談が110件来ています。相談者一人一人に寄り添って住宅移転が実現できるよう、最大限支援してまいります。

説明は以上です。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 報告2の自転車活用推進計画の策定についてですけれども、これは、県民の皆さん方にどういった活用を提案して

いこうとされているのか。今から計画つくられると思いますけれども、概要は何か、この狙いをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○吉ヶ嶋道路保全課長 幅広い課題ということで4つの分野を御説明いたしましたけれども、地球環境問題でありましたり、あと、健康増進関係、それと、サイクルツーリズムといえますか、そういう地域活性化的な、そういったものを主な目的といたしまして、もう皆さんに普及をしていただくような、あらゆる、庁内関係課の14課集まっておりますけれども、幅広い、学生の方、通勤にも使われる、そして、そういうサイクルツーリズム的ないろんな場面で使われるような、そういったところを盛り込むような計画とするようなものでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 結構おもしろい何か計画になりそうだなというふうに思います。いろいろ各自治体では自転車シェアリングというてから、各ポイント、ポイント、拠点、拠点に自転車を置いて、カーシェアリングと同じで、どんどん乗ってください、ポイントからポイントまではもう自由に使って、そこに置いて乗っていいですよというふうな、そういうふうな自転車シェアリングというとも、たしかいろんな自治体で取り組まれているというふうに思いますし、この前、サクラマチクマモトができて、私もちょっと行ったんですけれども、駐車場がなかなかなかなかですね。何か郊外の駐車場に置いて自転車で桜町に行くとか、あるいは熊本駅にも今度また商業施設ができますよね。あと、中心部のほうも、鶴屋を中心に、中心市街地もその商業施設も何か集積しておるということで、それらポイント、ポイントを、やっぱり観光客の皆さん方が自転車で回れるような、非常に熊本

市内については、そういう回遊性も高まっていくためのこういう自転車活用にもなれば、非常におもしろい地域がつかれるのではないかなというふうに思いましたので、しっかりとした計画をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 報告事項の3で、熊本都市道路ネットワーク検討会についてちょっとお尋ねいたします。

2回目にシンポジウムの開催をされて、私も一般質問でやりましたけれども、この中でアンケート調査の結果とかは、まだわからないんでしょう。

○坂井都市計画課長 熊本河川国道事務所のほうで、アンケート調査の結果の集計と分析のほうを今やっているところでございます。

○松村秀逸委員 早目にこの報告の内容をお尋ねしたいんですが、私も傍聴させていただいて非常に反応が皆さん方よかったと思うんですが、2回目の検討会の開催ということで今調整中ということでございますけれども、できるだけ早く、また開催やっていただいて進めていただく。といいますのが、今まで何回となくこの高架化についていろいろ議論されて、なかなか進まなかったということでございますので、ぜひ前向きに進めるよう、ぜひ、こちらにも書いてありますように、経済界、また、市、国との連携をとりながら前向きに進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 関連して、熊本都市道路ネットワーク検討会、この前の高速交通の特別委員会でも議論があつて、今までの積み重ねも検討がいろいろあるんじゃないかというふうなことで、また検討会を立ち上げるのかというふうな、少し何か批判的な声もあつたかというふうに思いますけれども、今までの積み重ねの中で、もう3年ぐらい前ですかね、道路、マスタープランはもうできととですよ。そのマスタープランの中で、主な構想は環状道路と放射道路をつくるというふうなことで渋滞を緩和する、まあ、熊本都市圏の渋滞というのは非常にひどくて、全国の中でも指折りの渋滞を引き起こすというふうなことで、もう長年、こういう検討会やられてきているというふうに思いますけれども、そういうマスタープラン、プラスアルファ、そのマスタープランに基づいたアクションプランもあるはずですよ。アクションプランというとは整備計画ですよ、実施計画。本来なら、そのアクションプランに基づいた検討会、どこをどぎゃんふうに整備をしていくのか、どういう問題点があるのかと。こういう声を聞くのもよかばってん、またゼロから戻って、また検討会というふうな形になると、そのマスタープランとアクションプランは一体何なんだというふうな話も聞こえてくるような感じがしますので、そこは、アクションプランも進めていくようなこの検討会というふうにしていきたいと思いますと思いますけれども、その辺の考えはありますか。

○坂井都市計画課長 平成28年の3月に、都市圏の交通に関しますマスタープランをつくりまして、2環状、11放射の道路ネットワークをつくりましょうということとあわせて、基幹となります公共交通機関のほうを一緒にやりましょうということが2つの柱でございました。

昨年の11月に、それを実行するためのアクションプランを戦略計画ということで立ち上げました。本来ならば、東バイパスにつきまして、立体交差とか部分立体とかいう項目を県としては入れたかったんですが、事業者としての国土交通省のほうは、なかなかそこまで踏ん切っていただけなかったということで、それでは、国、県、市で話し合っていく、計画をつくっていくテーブルはつくっていきましょね、というところで合意が得られましたので、アクションプランの中にその項目を昨年の11月に入れ込みました。

実際、話し合うテーブルを今回立ち上げたというところで、マスタープラン、アクションプラン、今回の検討会は、一応延長線上のものだというふうに理解しております。

以上です。

○小早川宗弘委員 せっかくそういうふうな実施計画に近い、そういう計画があるので、どちらかといったら、熊本県民、市民の皆さん方も、そういう実施していくと、事業化していくというふうなことがもう必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひこの検討会の中でも、どうやったら実現できるんだと。非常にそれぞれ国、県、市、あるいは地域住民の皆さん方のいろんな関係があるかもしれないので、そういったことについて、特に、マスタープラン、アクションプランが進むような検討会づくりをお願いしたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 私も関連で報告3を。

特別委員会でも私もいろいろ議論を聞かせていただいたんですけども、先ほど坂井課長からもあったように、マスタープランで2環状、11放射、これが機能していないので、

やはり今の交通渋滞もかかっているというのが大前提ではないかなと思うんですよ。

ことしも、ある運送業者さんの話のやりとりで、例えば、関西、関東方面から、この荷物はどこにというときに、熊本市と聞いたときにドライバーがとっても嫌がる、そういう環境さえもできているというふうに聞いています。ですから、本当に、また検討会かというお話もちろんあるんですけども、より高度な検討会にしていきたいと思いますという思いがあります。

そこで、以前の検討会と今の検討会、同じ検討会であっても、例えば、熊本市が政令市になりました、県と市の立場も以前とはまた違うと。それと、今高齢者の免許返納で車がこれから減っていくのではないかという話もあります。そういったところは、私、ちょっと都合でこの検討会、シンポジウムに行けなかったんですけども、そういう話は出ているんですか。というか、これから議論になるんでしょうか。そこら辺、ちょっとお尋ねしたいんですよ、以前との違いといいますか。

○坂井都市計画課長 検討会の前提となりますマスタープランとかアクションプランがございすけれども、マスタープランでは、以前行いましたパーソントリップの結果から、20年後を予測して、高齢ドライバーがふえるとか、女性ドライバーがふえてくるとか、そういったところを予測した上で検討はしております。

昔に比べると、やはりドライバーの数が相当ふえてきているということと、あと、1人の方が車で移動される頻度が相当高くなってきているというのが、パーソントリップの結果からわかってきました。そういったことを反映した上で、マスタープラン、アクションプランをつくりました。

今回の検討会につきましては、以前の検討会と違うのは、もう国、県、市の役割がちょ

っと変わってきたというところがございます。熊本市のほうも、今回の問題点は非常によくわかっていて、課題が相当あるということ認識した上で進めたいということの意思がはっきりあらわれております。また、国のほうも、全国でのワーストワンというのが幾つもある状態ですので、これについては、何とかしていかなければならないというのは十分認識しております、県はもちろんでございますけれども。そういった点で、三者が共通の課題を共有しているということで進めていけるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今私の近所でも新しい家が建つところには、必ずと言っていいほど車2台とめるスペースがあります。ということは、しばらくはまだ車で動かれるというのは、そう目に見えて下がることはないのかなと思っていますので、やはり目に見える形で、ここはこういうことに変わったから渋滞緩和のきっかけになっていますという、そういう検討会になっていくように、ぜひ市とも連携してやっていただきたいと思っています。

それと、先ほどあったように、自転車の活用推進計画のほうも、とても私はいいことだと思います。そのためには、やはり自転車専用道という整備も必要かと思いますので、全くこの報告2と3は離れてないような思いもありますので、しっかりやっぱり検討を進めていただきたいなという要望とさせていただきます。よろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 砂防課ですね、レッドゾーン、イエローゾーン、この認知度というのは

大変高まってきていると思うんですけど、これは、そういった地域に砂防とか整備された場合には、このイエローゾーンとかレッドゾーン、小さくなるんですか。どうなんですか。

○中山砂防課長 レッドゾーンとイエローゾーンの区域の指定でございますけれども、基本的に地形の条件で区域の範囲が決まっています。大きく地形が変わらない限りは、基本的にイエローゾーンについては変わりません。レッドゾーンにつきましては、施設整備、例えば、先ほどのでいきますと砂防堰堤。急傾斜、崖地でございますと急傾斜事業で、擁壁とか斜面对策でございますけれども、こういった対策をしますと、レッドゾーンにつきましては、その施設の効果に応じて区域の範囲が変わってまいります。解消できる場合もございます。

以上です。

○吉永和世委員 イエローゾーンに福祉施設があつて、要は、雨が降ると結局避難しなければいけない。福祉施設なんて対象者は高齢者なんで、要は、その避難場所にベッドがないといけぬとか、何かそういうのがあつて、結局、通常は、体育館とか、あつたところに行くんでしょうけれどベッドがないもので、ベッドがあるとしたら、今度久木野のほう、水俣でいったら、久木野のほうに上っていかなきゃならぬ。そういう現実があつて、それって本当の避難になるのと思ったりもするんですけども、そういった認知度が深まる中において、やっぱりそういったところの対応というのもしっかり進んでいかないと、何か危険だというのはわかるんですけども、いざ避難するとなると、ちょっとまだそこら辺がうまくマッチしていない部分があるみたいなので、そこら辺もやっぱりしっかりと徹底していくような形にしないと、何か危

ないから逃げるとなると、結局、逃げる方によつては、行く場所が全然変わってくるので、そういったところもしっかりと対応できるように、ぜひしていただければ非常にありがたいというふうに思います。

これは、地元市町村でぜひしっかりと考えなくちゃいけない部分でもあるんでしょうけれども、そこら辺がまだ何か徹底できていないような感じもありますので、できれば、県のほうからも、しっかりその辺、ちょっとお伝えいただければ非常にありがたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○中山砂防課長 委員おっしゃいました弱者施設というのは、要配慮者施設への対応でございますけれども、まず、避難等につきまして、市町村に対しましては、今割と避難勧告をする場合に、全員にかけたりとかするような市町村がまだございますので、今国のほうからも、避難勧告等につきましては、できるだけ対象範囲を絞った形で出してくださいというふうな指導がなされているようなところでございます。

そういったところで、今回我々行いましたレッドゾーン、イエローゾーンの周知につきましては、ダイレクトに区域を皆さんにお示しをしておりますので、市町村のほうでも、そういった避難勧告を出す際に、例えば、土砂災害警戒区域を対象とするとか、そういったような形、出しやすくなったのではなかろうかというふうな効果をひとつ考えております。

あと、要配慮者施設につきましては、今現在、県内でレッドゾーンとかイエローゾーン内にある施設というのも、正直、かなりな数がございます。こういったところの施設につきましては、土砂災害防止法が29年の6月に改正をされておりまして、その中で、避難確保計画をつくりなさいとか、それから避難訓練の実施というものが義務化をされてきてお

ります。そういった施設に対しまして、こういった法の改正を受けまして、避難確保計画の作成とか避難訓練の実施については、できるだけ早くやってくださいというふうなことも、指導をかねてからしておりますので、こういった点に、委員御指摘のとおり、これからも力を入れて、できるだけ早く完了させるといったことに力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉永和世委員 お願いします。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○吉永和世委員 はい。

○緒方勇二委員長 以前、福祉避難所がイエローゾーンとかの土砂災害警戒区域にあるという一般質問があつて、その解消に努めてまいるというふうな答弁だったと思いますが、先ほど多数存在しているというお話でしたけれども、その辺の解消はどのように進んでいるのかも含め、吉永委員のほうにも報告しといてください。

ほかにはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○前田憲秀委員 6月の委員会の後に、個別にちょっと御相談というか、お尋ねをさせていただいたんですけども、私も、わかっているようでわかっていなかったんですが、漁場と漁港ということで、いわゆる土捨て場、しゅんせつをした土を持っていく場所という御相談をさせていただきました。私が直接お尋ねをしたのは漁港だったので、管轄は農林

水産部ということですよ。そして、有明海沿岸、私の西区のところにある河内というのは港湾なので、港湾の管轄になるわけです。そのとき私が困っているという相談をしたのは、その漁港のしゅんせつ土、いわゆる土砂が塩屋にずっと埋め立てられているというんですけれども、今年度でいっぱいになるというお話だったんですね。そこは、じゃあ最終的には、もう農林の関係なので、そちらのほうでやるしかないんですけれども、ほかにも関連して、一昨年、私が経済でお邪魔したときには、例えば、あそこは長洲の大きな造船会社があります。あそこにも視察に行かせていただいて、そこもしゅんせつ土の処分費用というのは結構かかるというふうに言われているんですね。わかる範囲で結構なんですけれども、今後、この土捨て場と言うんですか、しゅんせつは、これはずっと続くんですけれども、どういう方向になっていくんでしょうか。例えば、より、今まで以上に、県としても何か補助をする計画があるとか方向性、そういったのをもしわかれれば教えていただければなと思うんですけれども。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

土砂処分場、しゅんせつ土砂の処分場の土砂の処分というのは、現在でも課題だと考えております。

主に土砂が堆積する5つの港について、これは、先ほど委員もおっしゃられた長洲港、そして熊本港、八代港と河内港、百貫港、これについては、毎年定期的にしゅんせつを行いまして、それぞれ土砂処分場を港湾計画で位置づけて持っている港、八代港、熊本港につきましては、その処分場に処理をしていると。それ以外で、処分場を持っていない港につきましては、荒れた漁場の改善とかノリのさお立て、そういったものに、そのしゅんせつ土を活用するというふうなことを現在やっているところです。

ただ、おっしゃいますとおり、ずっとそれが続けられるかどうかというのは非常に課題でございますので、土砂処分の施設として新たに設置するか、そういったことも含めて、港湾関係のしゅんせつ土の処分については、今後全体的な検討をやっていきたいと考えております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

有明海沿岸の大きな企業も、しっかりとこちらで経済活動をしていただいて雇用も生んでいただいているわけなんですけれども、その反面、その立地だからゆえに、いろんな経費もかかるというお話も聞きました。先ほど課長からおっしゃっていただいたように、今後、さまざまなお話、要望みたいなのも出てくるのではないかと思いますので、その環境だけはしっかり整えていただいて、どういう方向に持っていったらいいかというのは、常に検討課題になると思っております。よろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○松村秀逸委員 都市計画になるんですかね、市街化区域と市街化調整区域とあるんですが、私の住んでいるところは熊本市ですけども、その調整区域の中に集落内開発というのがありますね。これをもとに、通常、市街化区域においては、1,000平米を超えますと開発という制度がございまして、それなりの規定があるわけなんですけれども、集落内開発の場合はどうなのでしょう。少しちょっと乱開発みたいなのところがあるもんですから、そういうのをちょっとお尋ねしたくて、市街化調整区域における集落内開発の条件というのはどんなものになっているのか、ちょっとお尋ねしてよろございますか。

○松野建築課長 建築課でございます。

集落内開発制度の趣旨から御説明申し上げます。

市街化調整区域の開発の制限等につきましては、少子高齢化とかが進展して地域の活力の低下が見られるような集落が発生しております。このようなことから、集落のコミュニティー維持のためには、指定した集落区域内において、ある程度の日常生活の店舗、当然住宅も含めますけれども、そういうものも認めるべきではないかという趣旨で始まっております。

条件としまして、指定集落の要件は、建築物の敷地間の最短距離が原則50メートル以内のところにおおむね50戸以上の建築物が連檐しているということ並びに建築物の用途に供する敷地面積が当該面積の建築の2分の1を超えること、次の区域が原則として、当該地域に含まれないことということで、洪水、冠水、津波、高潮等の災害のおそれがある区域は入れない、優良農地は入れない、さらに、すぐれた自然風景の維持、環境保持、水源涵養のための保全すべき区域、こういうものも入れないというふうになっております。そのほか、幅員は6メートル以上の主要な道路が適当に配置されており、かつ、6.5メートル以上の区域外道路に接道していることなどを指定要件としているところでございます。

○松村秀逸委員 今そういう市街化調整区域の中で、どうも本来、もうかえて用途地域を変えたほうがいいんじゃないかというような場所をどんどん乱開発みたいにされている地域があるんですね。だから、それは私が知っている地域だけなのか、全体的に県下あちこちそういうのがあっているのか、場合によっては、かえて一つずつ畑をいろんな業者さんが来て、通常すると大型開発せにやいかぬような地域になりつつあっているものですか、道路がほとんど行きどまりとか、狭かったり、これが将来的には大きな社会問題に

なるんじゃないかなと思って、今後、そういうところのトータル的な見直しもやっていかんやいかぬのがあるのではないかということで、本来、個別で相談したほうがいいのかもしれないけれども、全体的な熊本の将来像、例えば、道路整備なんかも今度新たにされる中で、やはり都市計画の見直しもしていくほうが、道路整備と兼ねて地域の発展につながっていくのかなと思ったものですから、一応お尋ねしました。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長